

前橋市監査委員公表第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和8年3月17日

前橋市監査委員	関	哲	哉	
同	澤	口	俊	行
同	横	山	勝	彦

内 監  
令和8年3月16日

前 橋 市 長 小 川 晶 様  
前橋市議会議長 近 藤 登 様

前橋市監査委員 関 哲 哉  
同 澤 口 俊 行  
同 横 山 勝 彦

定期監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり報告します。

## 定期監査結果報告書

### 1 監査基準への準拠

本監査は、前橋市監査委員監査基準（令和2年前橋市監査委員告示第1号。以下「監査基準」という。）に準拠し実施しました。

### 2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき毎年度実施する財務監査

### 3 監査の対象

#### (1) 対象部局

建設部

道路建設課、道路管理課、東部建設事務所、公園緑地課、公園管理事務所  
会計室

#### (2) 対象年度

令和7年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理。ただし、必要に応じて令和6年度も対象としました。

### 4 監査の着眼点

監査に当たっては、リスクアプローチの手法により、リスクを評価した上で、財務に関する事務については、関係法令に適合し、正確に行われているか、経営に係る事業の管理については、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、組織及び運営の合理化について努めているかに主眼を置くとともに、下記の項目を監査重点大項目として定めました。

(1) 補助金等交付事務

(2) 契約事務

(3) 財産管理事務

(4) 債権管理事務

(5) 現金取扱事務

(6) 雇用管理事務

### 5 監査の実施内容

財務執行や歳入・歳出状況等あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、所属長から概要聴取と質疑等を行いました。また、関係書類、諸帳簿等を抽出により調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施しました。

### 6 監査期間

令和8年1月16日から同年3月13日まで

### 7 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、監査の対象となった事務が監査基準第15条第2項第1号に規定する、法令に適合し、正確に行わ

れ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについては、おおむね適正に行われていると認められましたが、次に記載のとおり改善を要する事項及び事務の検討を要望する事項がありました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に各所属長に対して改善等を指導しました。

(1) 建設部道路建設課

財務の執行及び経営に係る事業の管理に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(2) 建設部道路管理課（要望事項1件）

ア 自転車等駐車場の利用案内看板の記載内容について（要望事項）

前橋大島駅北口無料自転車等駐車場及び前橋大島駅南口無料自転車等駐車場に設置してある利用案内看板において、利用者に対して当該自転車等に住所、氏名を明記するよう記載されている。

住所、氏名を明記することは、自転車等の放置の防止に関する条例に規定されているものであるが、個人情報が多数人の目にさらされることになり、不当な行為を助長、誘発する可能性がある。

このことを踏まえ、また、実態に則して、利用案内看板の記載内容について検討されたい。

(3) 東部建設事務所

財務の執行及び経営に係る事業の管理に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(4) 建設部公園緑地課（指摘事項1件）

ア 財産管理事務について（指摘事項）

「あかぎの輝き」の商標権において、平成23年3月4日の商標登録から更新登録の申請を行わないまま存続期間（10年）が満了となり、その権利が消滅してしまった。

その後、令和7年8月13日に、改めて商標登録の出願を行っているが、権利の消滅期間が生じてしまったことから、存続期間が満了する前に更新登録の申請を行うよう改善されたい。

また、当該商標権については、公有財産台帳を備えているが、権利の消滅について、公有財産異動通知書を資産経営課長に通知していなかった。

財務規則第202条第2項において、主務課長は、公有財産台帳の副本を備え、異動の都度これに登載して、その状況を把握するとともに、公有財産異動通知書を作成し資産経営課長に通知しなければならないと規定していることから、同項にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(5) 建設部公園管理事務所（指摘事項4件、要望事項2件）

ア 契約事務について（指摘事項）

敷島公園ばら園駐車場警備業務（春・平日）において、仕様書で勤務時間を6時間としているが、来園者の状況により勤務時間の延長を指示すること

があるとしている。延長した場合、労働基準法第34条で規定する休憩時間が必要になるが、勤務終了後に受託者から提出される日報に、休憩時間に係る記載がないことから、警備員がいつ休憩時間を取得し、その間誰が勤務していたのかを把握していなかった。

また、天候やバラの開花状況等により、前日までに勤務時間の延長を指示しているとのことであるが、前日の指示では、受託者において、休憩中の代替勤務者の配置が難しいと考えられるなど、仕様書の内容は、休憩時間の取得を考慮しているとは言い難いものであった。

これらのことを踏まえ、日報について、休憩時間に係る状況を把握できるよう内容を見直すとともに、仕様書についても、休憩時間の取得を考慮した内容となるよう改善されたい。

#### イ 債権管理事務について（指摘事項）

##### (ア) 減免について

敷島公園ボートの使用料において、減免の定めがないにもかかわらず減免していた。

公園条例及び同条例施行規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

##### (イ) 督促状について

電気料の実費徴収金において、履行期限までに納入しない者に対し、電話での催告は行っていたものの、履行期限後20日以内に督促状を発していないものがあつた。

債権の管理に関する条例第6条、同条例施行規則第3条にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

#### ウ 現金取扱事務について（指摘事項）

敷島公園ボート場管理運営業務において、敷島公園ボート利用券発行取扱規則第3条では、出納員はボート利用券受払簿により利用券を受託者に交付するとしているが、受払簿によらず交付しているものがあつた。また、市が受託者に提示したマニュアルでは、回収したボート利用券は利用者の確認等のため1年程度保管することとしているが、保管されていなかった。

敷島公園ボート利用券発行取扱規則等にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

#### エ ボート利用に係る売上金の納入について（要望事項）

敷島公園のボート利用に係る売上金額において、受託者は、1日ごとに集計しばら園管理事務所に納入しているが、その際、売上金額と照合するものとして集計結果が記載された敷島公園ボート使用料内訳を使用しており、回収した利用券自体は提出していなかった。実際に使用された利用券の枚数は、利用券の残枚数から逆算して算出することは可能であるが、回収した利用券を添えて提出することで売上金額の照合の正確性が向上するものとする。

これらのことを踏まえ、ボートの利用から入金までの事務について、より適切な内容となるよう検討されたい。

#### オ 温室の在り方について（要望事項）

敷島公園ばら園の温室において、老朽化が進み雨漏りや設備機器の故障が生じていることに加えて、大温室では夏季の室温が45度を超える日もあるとのことであった。また、小温室は物置として利用されており、温室として

適切に利用されていない状況であった。

これらのことを踏まえ、老朽化した温室の今後の在り方について検討されたい。

(6) 会計室

財務の執行及び経営に係る事業の管理に関して、指摘及び要望する事項はなかった。